

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。

(令和6年11月1日～)

※介護保険負担割合証において、利用者の負担割合が2割の方は、1) 3) 4) が2倍、3割の方は3倍となります。

1) 介護報酬に係る利用者負担金(1日あたり)

要介護 1	616円	要介護 3	765円
要介護 2	689円	要介護 4	838円
		要介護 5	911円

2) 居住費と食費(1日あたり)

		負担限度額認定証をお持ちの方	その他の方
居 住 費	多床室	第1段階 0円	915円
		第2段階 430円	
		第3段階① 430円	
		第3段階② 430円	
	個 室	第1段階 380円	1,231円
		第2段階 480円	
		第3段階① 880円	
		第3段階② 880円	
食 費	第1段階 300円	1,926円	
	第2段階 390円		
	第3段階① 650円		
	第3段階② 1,360円		

3) 加算(施設体制/1日あたり)

日常生活継続支援加算(Ⅰ)	重介護者中心に受入る中、介護福祉士を手厚く配置。	38円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護職員を配置。	5円
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を手厚く配置。	9円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下。	76円
	死亡日以前4日以上30日以下。	151円
	死亡日前日、前々日。	711円
	死亡日。	1,338円

4) 加算(個別/1日あたり)

初期加算	入所日から30日以内に限りです。	32円
外泊時費用	入院や外泊等、1ヶ月に6日間まで。	257円
再入所時栄養連携加算	入院時大きく異なる栄養管理が必要になった場合。退院時1回。	209円
安全対策体制加算	事故の防止と発生時の適切な対応の観点から担当者の配置。入所時1回。	21円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科衛生士が月2回以上技術的助言及び指導を行いLIFEの活用。	115円/月
経口維持加算(Ⅰ)	医師、歯科医師の指導のもと栄養管理を行う。	418円/月
経口維持加算(Ⅱ)	月1回以上の会議に医師など1名以上が加わる。	105円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1)に3)、4)を加えた総単位数の14.0%	4,491円前後/月
科学的介護推進体制Ⅱ	科学的介護情報システム(LIFE)の活用。	53円/月
協力医療機関連携加算	地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築	105円/月

5) その他の費用（全額、自己負担）

区 分	金 額	内 容 の 説 明
理美容代	1回1,820円（カット代）	利用者の希望により提供した場合
日用品費	実費	利用者の希望・選択によって提供した場合（持参の場合は無料）
健康管理費	実費	予防接種等
嗜好品	実費	利用者の希望・選択によって、又は、必要と判断される場合
外出付添い	職員1人つき1,000円（1時間）	利用者の希望により提供した場合
交通費	1km20円	協力病院（茅ヶ崎市立病院）を超える場合
駐車場料金	実費	通院時は、協力病院（茅ヶ崎市立病院）を超える場合
買物代行	1件1,000円	
預貯金管理費	1ヶ月1,000円	原則、行いません。
特別医療処置 材料費	実費	
複写物の交付	1枚10円	

通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

区 分	金 額	内 容 の 説 明
行事代	実費	利用者の希望によって参加した場合